

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当該日が休日は、  
翌日とする)

項の規定により告示する。

昭和四十二年三月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

免許状の種類 番 号 氏 名 本籍地  
高等学校助教諭免許状 昭四一高助第六号 足立 芳枝 島根県

## 鳥取県告示第百七十四号

教育職員免許法(昭和二十四年法律第二百四十七号)第五条第一項の規定に基づき、次のとおり教育職員の免許状を授与したので、同法第八条第一項の規定により告示する。

昭和四十二年三月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

免許状の種類 番 号 氏 名 本籍地  
中学校教諭二級普通免許状 昭四一中二普第一号 田中 文代 広島県

中学校教諭二級普通免許状 昭四一中二普第一号 岡本恵美子 島根県

中学校教諭二級普通免許状 昭四一中二普第一号 松島 有枝 "

中学校教諭二級普通免許状 昭四一中二普第一号 石丸 律子 広島県

中学校教諭二級普通免許状 昭四一中二普第一号 山口 幸子 鳥取県

中学校教諭二級普通免許状 昭四一中二普第一号 小林 幸子 "

中学校教諭二級普通免許状 昭四一中二普第一号 長棟喜代子 "

中学校教諭二級普通免許状 昭四一中二普第一号 佐藤 聖子 広島県

中学校教諭二級普通免許状 昭四一中二普第一号 安田 保子 鳥取県

中学校教諭二級普通免許状 昭四一中二普第一号 構 美枝子 長崎県

## 鳥取県告示第百七十三号

教育職員免許法(昭和二十四年法律第二百四十七号)第五条第三項の規定に基づき、次のとおり教育職員の免許状を授与したので、同法第八条第一

幼稚園教諭二級普通免許状	昭四一幼二普第一号	森 里美	島根県	第一二号	岡崎 展美	島根県	眼 科 白井 宗雄	
第一五号	森本 孝恵	鳥取県	外 科 山根 巍	第一三号	大田 典子	鹿児島県	東伯郡羽合町 羽合町国民健康保険診療所	
第一四号	森 幸子	京都府	第一四号	森 幸子	京都府	谷 尚	八頭郡智頭町 国民健康保険智頭病院	
第五号	森本 幸子	鳥取県	第四号	松下 律子	兵庫県	眼 科 岡本 孝夫	鳥取市吉方 鳥取県立中央病院	
第六号	植田 洋子	〃	第五号	森本 幸子	鳥取県	整形外科 山口 三典	〃	
第七号	竹本 澄江	〃	第一〇号	和田 成子	京都府	第一〇号	和田 成子	京都府
第八号	滝田 好美	福島県	第九号	米山 初美	島根県	第一〇号	和田 成子	京都府
第一一〇号	昭和四十二年三月十日	鳥取県知事 石 破 二 朗	第一一〇号	昭和四十二年三月十日	鳥取県知事 石 破 二 朗	第一一〇号	昭和四十二年三月十日	鳥取県知事 石 破 二 朗

## 鳥取県告示第百七十五号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和三十四年四月鳥取県規則第十三号）第二条の規定により告示する。

昭和四十二年三月十日

診療科名	氏 名	住 所 又 は 勤 務 先	所 在 地	理 由	取 消
耳鼻咽喉科	牧田 淳	倉吉市東町	鳥取市吉方	鳥取県立中央病院	転出
整形外科	室賀 龍夫	鳥取市吉方	鳥取県立中央病院	鳥取県身体障害者更生相談 所	解嘱
眼 科	近藤 武久	富安	吉方	鳥取県立中央病院	解嘱
整形外科	室賀 龍夫	鳥取県立身体障害者更生相談所	鳥取市古市	鳥取市古病院	転出
整形外科	津下 健哉	鳥取市古市	鳥取市古病院	退職	〃
整形外科	津下 健哉	鳥取市古市	鳥取市古病院	退職	〃

内	杉谷 晃俊	尚徳町	鳥取赤十字病院	転出
科	近藤 成美	"	吉方 鳥取県立中央病院	"
玉城 秀男	"	行徳	"	"
渡部 良次	米子市加茂町	博愛病院	廃業	"
大森 史郎	"	皆生 国立米子療養所	"	"
鳥取県告示第百七十七号				
鳥取県営土地改良事業分担金徵收規程（昭和三十三年七月鳥取県告示第三百二十一号）の一部を次のように改正し、昭和四十一年度分の分担金から適用する。				
昭和四十二年三月十日				
鳥取県知事 石 破 二 朗				
第二条を次のように改める。				
(分担金の賦課基準)				
第三条 条例第二条第二項の規定による分担金の賦課基準は、次のとおりとする。				
一 天神野用水改良事業	事業費の百分の二十五			
二 箕蚊屋用排水改良事業	"			
三 羽合浜畠地かんがい事業	"			
四 久米ヶ原総合かんがい事業	事業費の百分の二十三・八			
五 千代ほ場整備事業	工事費の百分の二十七・五			
六 大鴨ほ場整備事業	工事費の百分の二十五			
七 大倉ほ場整備事業	工事費の百分の二十七・五			
八 久米ヶ原ほ場整備事業	事務費の百分の二十五			
九 菅野開拓パイロット事業	工事費の百分の二十七・五			
鳥取県告示第百七十八号				
昭和四十二年二月十日付けて西伯町から申請のあつた土地改良（単県農道及び農道橋）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。				
昭和四十二年三月十日				
鳥取県知事 石 破 二 朗				
一 縦覧に供する書類の名称 土地改良事業計画書及び条例の写し				
二 縦覧に供する期間 昭和四十二年三月十日から二十日間				
三 縦覧に供する場所 西伯町役場				
四 異議の申出				
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。				

## 鳥取県告示第百七十九号

昭和四十二年二月一日付けて淀江町から申請のあつた土地改良（単県農道）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法

(昭和二十四年法律第百九十五号) 第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十二年三月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

表を次のように改める。

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 縦覧に供する書類の名称 土地改良事業計画書及び条例の写し  
 二 縦覧に供する期間 昭和四十二年三月十日から二十日間  
 三 縦覧に供する場所 淀江町役場  
 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

### 鳥取県告示第百八十号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十二年三月二日から用途廃止した。

昭和四十二年三月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

所

面

積

用

途

平方メートル

三三・九二 水路敷

場

所

面

積

用

途

鳥取県告示第百八十一号

昭和四十年十月鳥取県告示第五百二十三号(海岸保全区域の指定について)の一部を次のように改正し、昭和四十二年三月十日から施行する。

昭和四十二年三月十日

海岸名	区	域
鳥取県島東沿岸 宝木海岸	三	二から八四度三〇分一八〇"
鳥取県島東沿岸 宝木海岸	四	三から七六度一〇七"
鳥取県島東沿岸 宝木海岸	五	四から六八度三〇分一四一"
鳥取県島東沿岸 宝木海岸	六	五から三五五度一一〇"
鳥取県島東沿岸 宝木海岸	七	三から三五〇度三〇分六七"
鳥取県島東沿岸 宝木海岸	八	「から三五六度六九"
鳥取県島東沿岸 宝木海岸	九	八 " " " " " " " " " "
鳥取県島東沿岸 宝木海岸	四	四 " " " " " " " " " "
鳥取県島東沿岸 宝木海岸	五	五 " " " " " " " " " "
鳥取県島東沿岸 宝木海岸	六	六 " " " " " " " " " "
鳥取県島東沿岸 宝木海岸	七	七 " " " " " " " " " "
鳥取県島東沿岸 宝木海岸	八	八 " " " " " " " " " "
鳥取県島東沿岸 宝木海岸	九	九 " " " " " " " " " "
鳥取県島東沿岸 宝木海岸	四	四 " " " " " " " " " "

よつて次の基点を順次結んだ線及び基点一二と基点一を結んだ線によつて囲まれた区域

基点一 東伯郡東伯町大字八橋字新屋敷四三五番地の標杭

基点二 基点一から八四度一三五メートルの点

三 " 二から八九度一四〇"

四 " 三から九二度三〇分一八〇"

五 " 四から七九度三〇分二〇〇"

六 東伯郡東伯町大字八橋字大灘一三一次の標杭

七 基点六から〇度七〇メートルの点

00707

(第三種郵便物認可)

鳥取縣赤崎海岸

次の基点を順次結んだ線及び基点一七と基点一を結んだ線によつて囲まれた区域

三から七九度三〇分二〇〇〃

五から一二六度一五〇"

六から一〇七度一一五一一

郡赤崎町大字赤崎字林屋屋  
一五九三〇分力

標本

七から〇度八五々

六から〇度九三

四から〇度八〇〃

三  
//

二二

卷之三

## 選舉管理委員會告示

鳥取県選挙管理委員会告示第三十五号

鳥取県議会議員選挙立会演説会に関する条例（昭和四十一年十二月鳥取県条例第三十六号）第三条第三項の規定に基づき、昭和四十二年四月十五日に執行される予定の鳥取県の議会の議員の一般選挙における立会演説会の開催計画に関して意見をきくため、次のとおり鳥取県内に主たる事務所を有する政党又はその支部の代表者その他関係人の参集を求める。

期日	場所	選挙区名	時刻
昭和四十二年三月十五日	米子市総町一丁目百六十番地 西部総合事務所内 第五会議室	日野郡選挙区	午後二時から
昭和四十二年三月十六日	倉吉市葵町 倉吉市葵会館	西伯郡境港市米子市	午後二時三十分から 午後三時から
昭和四十二年三月十七日	東伯郡八頭郡選挙区 岩美郡	気高郡選挙区	午後三時三十分から
昭和四十二年三月十七日	鳥取市東町一丁目二百二十番地 鳥取県議会議事堂内 第一委員会室	午後二時から 午後二時三十分から 午後三時から	午後二時から
昭和四十二年三月十七日	鳥取市	午後二時から	午後二時から

## 公安委員会告示

### 鳥取県公安委員会告示第十二号

道路交通法(昭和三十五年法律第二百五号)第一百四条第一項の規定に基づき、次のとおり聴聞を行なうので、同法同条同項の規定により告示する。

昭和四十二年三月十日

鳥取県公安委員会委員長 沢 住 辰 藏

#### 一 聽聞の期日及び場所

昭和四十二年三月二十日午後一時から

鳥取市東町 鳥取県警察本部内(県庁七階)

鳥取県公安委員会委員室

#### 二 聽聞当事者の住所及び氏名

- |                 |                 |                 |                 |               |                  |           |                  |                  |                   |             |                  |
|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|---------------|------------------|-----------|------------------|------------------|-------------------|-------------|------------------|
| 1 岩美郡福部村大字左近一六八 | 2 鳥取市吉方二丁目二二五の一 | 3 鳥取市吉方二丁目二二五の一 | 4 鳥取市白兎六九一      | 5 鳥取市栗谷七八     | 6 鳥取市立川町五丁目一〇〇の一 | 7 鳥取市寺町四〇 | 8 八頭郡八東町大字徳丸一六二八 | 9 八頭郡河原町大字佐貫一〇一三 | 10 気高郡氣高町大字水尻一〇〇八 | 11 倉吉市住吉町四一 | 12 倉吉市銀治町一丁目二九二三 |
| 山 大             | 江 小             | 朴 大             | 鈴 佐             | 副 林           | 田 本              | 下 坪       | 清 井              | 浅 本              | 露 山               | 辰 本         | 藏 山              |
| 山               | 江               | 朴               | 鈴               | 副             | 田                | 下         | 清                | 浅                | 露                 | 辰           | 藏                |
| 倉吉市宮川町一二九       | 倉吉市中江一三一        | 東伯郡東郷町大字藤津二一六の三 | 東伯郡羽合町大字久留一六一の五 | 東伯郡三朝町大字福山五六一 | 倉吉市下余戸五〇         | 倉吉市中江一三一  | 高塚敏勝             | 谷口俊              | 門脇茂年              | 倉吉市宮川町一二九   | 倉吉市中江一三一         |

### 鳥取県公安委員会告示第十三号

古物営業法(昭和二十四年法律第二百八号)第二十五条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行なうので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十二年三月十日

鳥取県公安委員会委員長 沢 住 辰 藏

#### 一 聽聞の期日及び場所

昭和四十二年三月二十日午前十時から

鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県警察本部内(県庁七階)

鳥取県公安委員会委員室

#### 二 聽聞当事者の住所及び氏名

- |                  |                  |
|------------------|------------------|
| 1 気高郡鹿野町大字河内三九〇六 | 2 気高郡青谷町大字青谷四〇〇九 |
| 國森重              | 久野次郎             |
| 高塚敏勝             | 谷口俊年             |
| 門脇茂年             | 倉吉市宮川町一二九        |